

大分労働局発表
令和元年5月31日

【照会先】

大分労働局

労働基準部監督課長 小嶋 三喜雄

電話:097-536-3212

職業安定部職業対策課長 久々宮 賢治

電話:097-535-2090

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。

【標語】

知って守って働きやすく！

～外国人雇用はルールを守って適正に～

厚生労働省では、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定めて、労働条件などルールに則った外国人雇用や高度外国人材の就職促進について、事業主や国民を対象とした集中的な周知・啓発活動を行っています。

また、平成30年12月25日に開催された、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられ、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が必要との方針が示されたこと等を踏まえ、外国人労働者が安心してその有する能力を有効に発揮できる環境を整備するため、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（以下「外国人雇用管理指針」という。）が見直され、平成31年4月1日より施行されております。

更に、今般、新たな在留資格「特定技能」を有する外国人の受入れが、平成31年4月1日から開始されております。

このため、大分労働局（局長 坂田 善廣）は、外国人雇用管理指針と併せて、制度の周知・啓発を行い、外国人労働者の雇用管理の改善や適正な労働条件の確保などのために、以下の取組を実施します。

1 事業主などに対する周知・啓発、指導

労働局、労働基準監督署、ハローワークは、事業主などに対し、あらゆる機会を利用して外国人の雇用・労働条件に関する取扱いの基本ルールについて情報提供や積極的な周知・啓発、指導を行います。

また、事業主団体などを通じて外国人労働者問題に関する積極的な周知・啓発を行うよう協力依頼を行います。

2 三省庁及び外国人技能実習機構合同による外国人労働者就労事業場への現地パトロール及び事業主に対する外国人雇用セミナーの実施

大分労働局、大分県警、福岡出入国在留管理局の三省庁及び外国人技能実習機構合同で、外国人が就労する事業場へのパトロール及び事業主に対するセミナーを実施します。

詳細は、別紙を御覧ください。

3 外国人留学生を含む学生向けの「若者・留学生労働問題出張相談所」の設置

大分労働局と別府市役所の共催により、立命館アジア太平洋大学構内に「若者・留学生労働問題出張相談所」を設置し、労働相談を行います。

詳細は、別紙を御覧ください。

三省庁及び外国人技能実習機構合同による外国人労働者就労事業場への現地パトロール及び事業主に対する外国人雇用セミナーの実施

- (1) 日時：令和元年6月12日（水） 10時～12時
- (2) 場所：本田重工業株式会社（大分県佐伯市鶴望5026-1）
- (3) 実施者：大分労働局、大分県警、福岡出入国在留管理局、外国人技能実習機構
- (4) 内容：外国人労働者の就労状況の現地パトロールを実施し、その後開催する外国人雇用セミナーにおいて、雇用管理の改善や適正な労働条件の確保に係る取扱い等について呼びかけます。

<タイムスケジュール>

現地パトロール

10:00～会議室にて本田重工業による事業場概要等の説明

10:20～外国人労働者の就労状況の現地パトロール

外国人雇用セミナー

11:00～外国人雇用セミナー

12:00 終了

外国人留学生を含む学生向けの「若者・留学生労働問題出張相談所」の設置

- (1) 日時：令和元年6月21日（金） 10時～15時
- (2) 場所：立命館アジア太平洋大学 カフェテリア内
（大分県別府市十文字原1-1）
- (3) 内容：大分労働局及び別府市役所の共催により、立命館アジア太平洋大学構内に、外国人留学生を含む学生向けの「若者・留学生労働問題出張相談所」を設置し、労働相談を行います。
※当日は、英語・韓国語での相談も可能です。

<取材についての注意事項>

- 1 本田重工業での取材においては、構内に入るため、取材に来られる人数を下記担当者に事前に御連絡ください。（ヘルメットを着用する必要があることから、ヘルメットが必要な場合は併せて御連絡ください。）
また、雨天の場合は傘を御準備ください。
- 2 立命館アジア太平洋大学の取材においては、大学構内になりますので、取材に来られる時間と人数を下記担当者に事前に御連絡ください。

【連絡先】 監督課 海老名 信彦
（電話）097（536）3212

外国人労働者問題啓発月間

6月1日(土)～30日(日)



知って守って働きやすく！ ～外国人雇用はルールを守って適正に～

外国人を雇っている事業主の皆さん、チェックしてみてください

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時にハローワークへ雇用状況の届出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より

※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。